宮城県の更生保護の概況

（平 成 21 年 版）

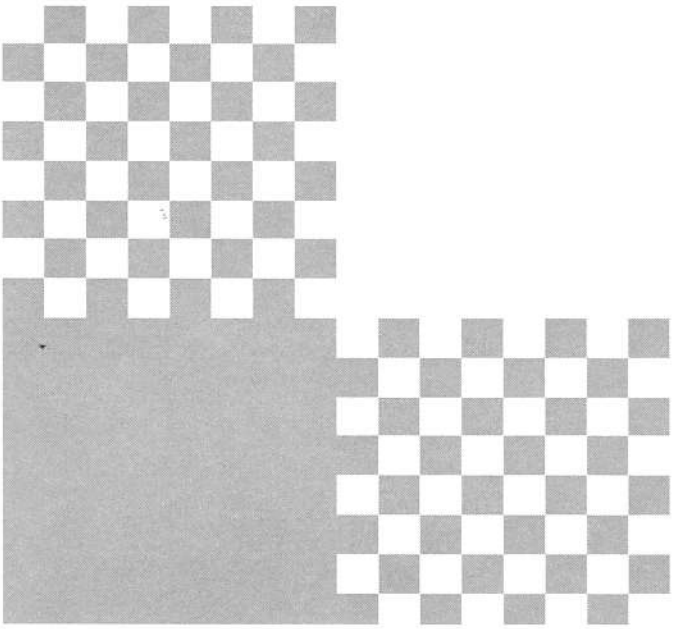

仙 台 保 護 観 察 所
宮城県更生保護協会
宮城県保護司会連合会

目　　次

1　更生保護の概要 …… (1)
2　保護観察所 …… (2)
3　保護観察 …… (2)
4　生活環境の調整 …… (6)
5　恩　　赦 …… (9)
6　医療観察 …… (10)
7　犯罪被害者等施策 …… (11)
8　保 護 司 …… (12)
9　更生保護法人 …… (15)
10　協力組織 …… (19)
11　犯罪予防活動 …… (23)

仙台保護観察所管内保護区配置図

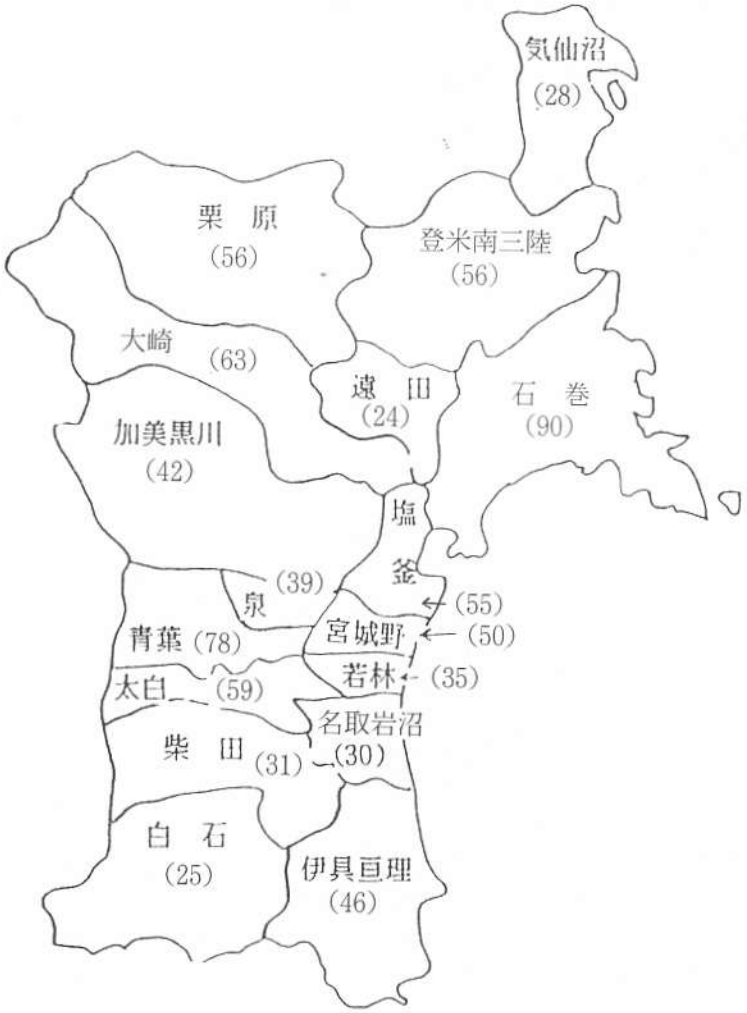

定員等 / 保護区	定数	保護区の区域
青　　葉	78	仙台市青葉区
宮 城 野	50	仙台市宮城野区
若　　林	35	仙台市若林区
太　　白	59	仙台市太白区
泉	39	仙台市泉区
石　　巻	90	石巻市，東松島市，女川町
塩　　釜	55	塩釜市，多賀城市，宮城郡
白　　石	25	白石市，刈田郡
柴　　田	31	柴田郡
伊具亘理	46	角田市，伊具郡，亘理郡
名取岩沼	30	名取市，岩沼市
加美黒川	42	加美郡，黒川郡
大　　崎	63	大崎市
遠　　田	24	遠田郡
栗　　原	56	栗原市
登米南三陸	56	登米市，南三陸町
気 仙 沼	28	気仙沼市
計	807	

（注）　（　）は保護司定数

平成19年12月１日定数改定

1　更生保護の概要

「更生保護」とは，「犯罪や非行をした人たちも，周囲の条件と本人の自覚によって，立派に立ち直ることができる。」という人間が本来持っている可能性を認め，これらの人たちの実社会内での更生（立ち直り）を援助したり，犯罪や非行の予防のための様々な活動を行うものです。こうした活動を効果的に進めるためには，公的な機関による行政的な働き掛けだけでなく，罪を犯した人を受け入れる地域社会の人々の温かい理解と協力が不可欠です。我が国においては，国と地域社会の人々が連携して，更生保護の諸活動を進めています。

＜更生保護の機構・組織＞

◇ 更生保護の全体機構

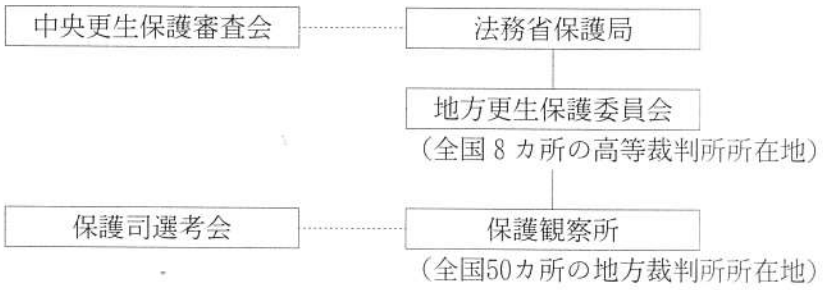

◇ 仙台保護観察所の組織

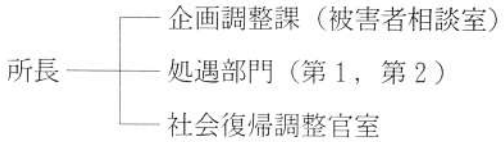

◇ 宮城県の更生保護協力者組織

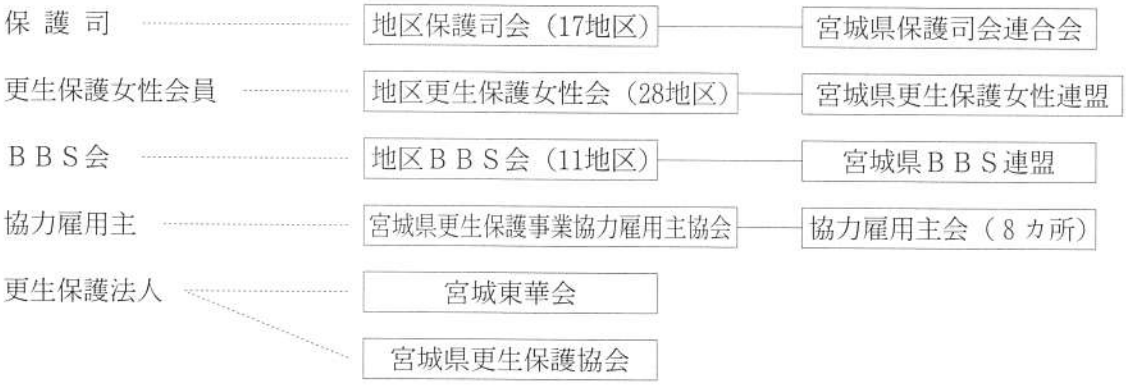

2　保護観察所

保護観察所は，各都道府県庁所在地（北海道のみ４ヵ所）に置かれています。宮城県では，仙台保護観察所が更生保護の第一線の実施機関として，保護観察や生活環境の調整の実施，犯罪予防活動，更生緊急保護，恩赦上申の事務，医療観察業務，犯罪被害者への援助業務及び更生保護関係ボランティア団体への支援などを行っています。

保護観察所には国家公務員である保護観察官と社会復帰調整官が配置されています。保護観察官は，心理学，教育学，社会学，その他の更生保護に関する専門的知識に基づいて，地域の民間篤志家である保護司等の協力を得ながら，更生保護の仕事に従事しています。

また，社会復帰調整官は，精神保健福祉士などの有資格者などからなり，精神障害者の保健・福祉に関する専門的知識に基づき，心神喪失者等医療観察法の下，同法の対象となる精神障害者の社会復帰促進の仕事に従事しています。

3　保護観察

更生保護の活動の中心は保護観察です。保護観察とは，犯罪や非行を犯した人を自由な社会の中で生活させながら，その人に一定の約束事（遵守事項）を守ることを義務付けて，遵守事項及び生活行動指針を守るように助言・指導するとともに，就職の援助や悩みの相談に乗って，その立ち直りを助けようとするものです。

保護観察は，通常，処遇の専門職である保護観察官と地域の事情に精通する保護司がそれぞれの特性を生かし，協働してこれに当たります。

保護観察の対象や期間は，次のとおりです。

号　種	保　護　観　察　対　象　者	保　護　観　察　の　期　間
１号観察	家庭裁判所の決定により，保護観察に付された者	20歳まで又は２年間
２号観察	少年院から仮退院を許された者	原則として20歳に達するまで
３号観察	刑務所から仮釈放を許された者	残刑期間
４号観察	裁判所で刑の執行を猶予され，保護観察に付された者	執行猶予の期間
５号観察	婦人補導院から仮退院を許された者	補導処分の残期間

※　１号観察には，一般事件の保護観察，短期保護観察，交通事件の保護観察，交通短期保護観察の４種類があります。

なお，保護観察を受けている人が遵守事項を守らず，行状が大きく乱れて，そのまま放置すれば再非行や再犯に陥るおそれがある場合は，少年院や刑務所に収容する手続を採ることがあります。他方，保護観察の成績が良好で，社会の善良な一員として立ち直ったと判断される場合は，保護観察期間満了前でも保護観察を終了する措置を採ることもあります。

(1)　保護観察事件年間取扱件数の推移（平成17年～21年）

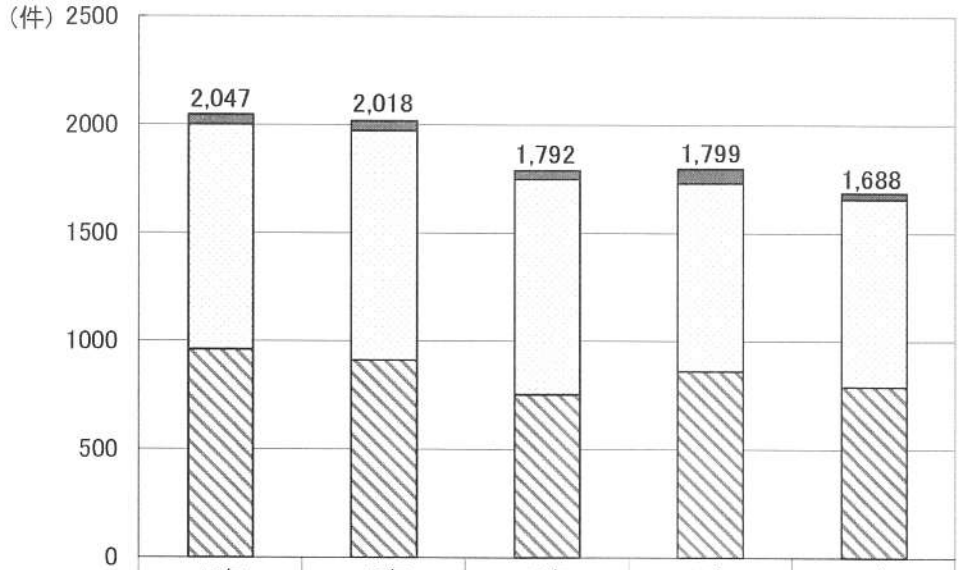

	17年	18年	19年	20年	21年
■他庁からの移送	44	46	43	66	31
□新たに受理	1042	1060	993	869	865
▨前年からの繰越	961	912	756	864	792

(2)　保護観察事件号種別受理件数の推移（平成17年～21年）

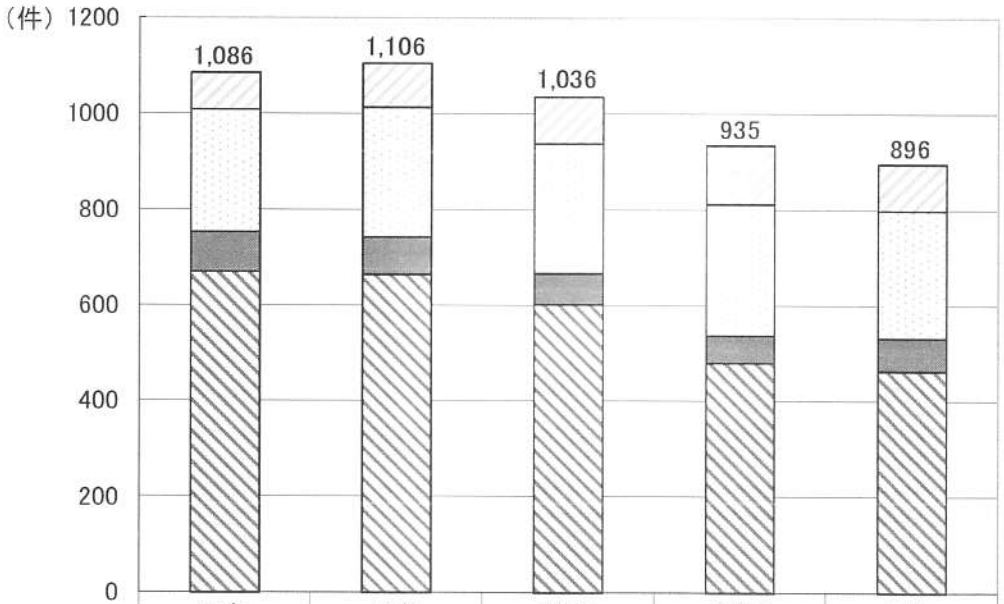

	17年	18年	19年	20年	21年
□4号観察	77	92	98	124	97
□3号観察	256	272	271	273	267
■2号観察	83	78	65	58	69
▨1号観察	670	664	602	480	463

※　受理件数は，新受件数と移送件数の合計である。

(3) 保護観察事件年末係属件数の推移（平成17年～21年）

号種 ＼ 年		17	18	19	20	21
1号	一般	237	232	210	193	179
	交通	85	180	49	43	33
	短期	41	37	40	39	32
	交通短期	146	161	136	81	82
	計	509	610	435	356	326
2号	長期	54	56	61	37	47
	一般短期	18	17	19	25	22
	特修短期	2	0	0	0	1
	計	74	73	80	62	70
3号	一般	125	127	107	107	109
	交通	5	10	4	6	3
	計	130	137	111	113	112
4号	一般	180	188	200	231	238
	交通	18	22	28	30	34
	計	198	210	228	261	272
合計		911	1,030	854	792	780

(4) 良好措置の状況（平成17年～21年）

種類 ＼ 年		17	18	19	20	21
解除（1号）		596	594	588	485	414
	一般	113	102	120	111	94
	交通	67	56	62	51	47
	短期	81	61	52	46	62
	交通短期	335	375	354	277	211
良好停止・一時解除（1号）		0	0	0	0	0
退院申請・申出（2号）		2	5	6	4	6
仮解除申請・申出（4号）		5	3	6	9	6
合計		603	602	600	498	426

※ 平成20年6月1日に更生保護法が全面施行されたことを受け，1号観察の良好停止が一時解除に改められ，地方更生委員会に対する申請が申出と呼称変更された。

(5) 不良措置の状況（平成17年～21年）

種類＼年		17	18	19	20	21
警告（1号）					0	1
施設送致申請（1号）					0	0
通告（1号）		1	0	0	0	1
戻し収容の申出（2号）		0	0	0	0	0
保護観察の停止申請・申出（3号）		8	8	6	7	6
仮釈放の取消し（3号）	申請・申出	16	18	8	10	7
	申報・取消事由通知	1	0	0	0	0
執行猶予取消し申出（4号）		5	1	3	8	4
引致状の請求		26	14	8	13	15
合計		57	41	25	38	33

※ 平成19年11月1日に少年法の一部改正がなされ，また，平成20年6月1日に更生保護法が全面施行されたことを受け，新たな措置として1号観察に警告と施設送致申請が設けられ，地方更生委員会に対する申請が申出と呼称変更された。また，3号観察の仮釈放取消申報が仮釈放取消事由通知書による通知に改められた。

(6) 保護観察類型別処遇実施状況

保護観察類型別処遇は，保護観察対象者の持つ問題性その他の特性を，その犯罪，非行の態様，環境条件等によって類型化し，全13の類型のいずれかに該当した者は，その特性に焦点を当てた効率的な処遇を実施することを目的としています。

（平成21年12月末現在）

種別	シンナー	覚せい剤	飲酒	暴力団	暴走族	性犯罪	精神障害	中学生	校内暴力	高齢	無職	家庭内暴力	児童虐待	D・V	ギャンブル	計
1号	6	0	2	0	5	4	4	12	2	0	24	2	0	1	0	62
%	3.4	0.0	1.1	0.0	2.8	2.2	2.2	6.7	1.1	0.0	13.4	1.1	0.0	0.6	0.0	
2号	3	1	1	1	3	6	1	0	0	0	11	3	0	0	2	32
%	6.4	2.1	2.1	2.1	6.4	12.8	2.1	0.0	0.0	0.0	23.4	6.4	0.0	0.0	4.3	
3号	1	11	11	5	0	10	3	0	0	10	23	0	0	0	11	85
%	0.9	10.1	10.1	4.6	0.0	9.2	2.8	0.0	0.0	9.2	21.1	0.0	0.0	0.0	10.1	
4号	3	13	34	15	0	28	23	0	0	14	54	9	2	5	28	228
%	1.3	5.5	14.3	6.3	0.0	11.8	9.7	0.0	0.0	5.9	22.7	3.8	0.8	2.1	11.8	
計	13	25	48	21	8	48	31	12	2	24	112	14	2	6	41	407
%	2.3	4.4	8.4	3.7	1.4	8.4	5.4	2.1	0.3	4.2	19.5	2.4	0.3	1.0	7.2	

※ 率は，短期及び交通事件を除く各号種別の全件数を母数として算出した（重複該当あり）。

(7) 保護観察分類処遇実施状況

平成20年6月1日の更生保護法の施行に伴い，従来の分類処遇にかわって，段階別処遇が導入されました。保護観察対象者を処遇の困難性に応じてS，A，B，Cの4段階に区分し，その区分に応じ，保護観察官と保護司の協働態勢の下における両者の適正かつ効率的な処遇活動を行うほか，各処遇段階における処遇の実施状況に即して，処遇段階の変更，不良措置，良好措置等の措置が的確にとられるようにすることにより，弾力的で体系的な保護観察処遇を実施しようとするもので，その区分状況は下表のとおりです。

なお，更生保護法施行前に係属した保護観察事件については，引き続き，保護観察分類処遇が適用されており，平成21年12月末現在，A分類25件，B分類127件となっています。

（平成21年12月末現在）

種　別	区分対象件数	S　段　階	A　段　階	B　段　階	C　段　階
1号観察	182	0	1	28	153
2号観察	56	0	0	17	39
3号観察	104	0	6	14	84
4号観察	142	0	2	15	125
計	484	0	9	74	401

※　S段階…保護観察対象者のうち，特別の態勢及び内容による処遇を行うもの。
A段階…S段階に編入されない保護観察対象者のうち，処遇が著しく困難と認められるもの。
B段階…S段階に編入されない保護観察対象者のうち，処遇が困難と認められるもの。
C段階…S段階に編入されない保護観察対象者のうち，処遇が困難でないと認められるもの。

4　生活環境の調整

生活環境の調整とは，刑務所や少年院に収容されている人が釈放されたときに，更生に適した環境で生活できるよう，本人の収容中に，本人と家族，引受人などとの感情の融和，就業の具体化，不良な友人との絶縁を図るなど，その受け入れ態勢をよりよく整えるため，本人が釈放されるまで継続的に行われます。

(1) 生活環境調整事件年末係属件数の推移（平成17年～21年）

種別＼年	17	18	19	20	21
刑務所在所	898	1,039	981	959	861
少年院在院	62	51	35	54	65
計	960	1,090	1,016	1,013	926

(2) 生活環境調整事件年間取扱件数の推移（平成17年～21年）

〈刑務所在所〉

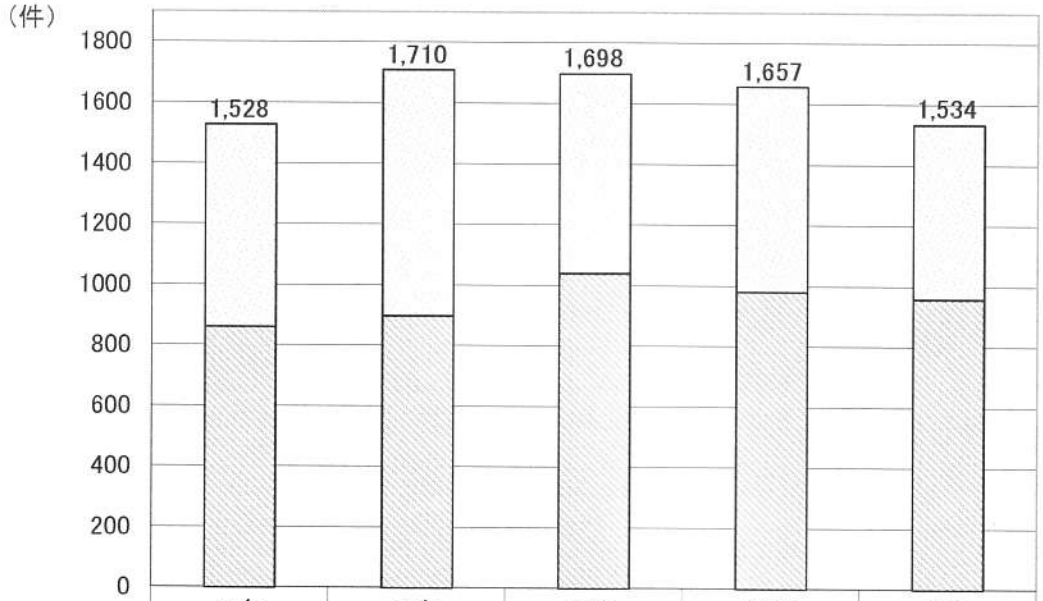

	17年	18年	19年	20年	21年
□新たに受理	668	812	659	676	575
□前年からの繰越	860	898	1039	981	959

〈少年院在院〉

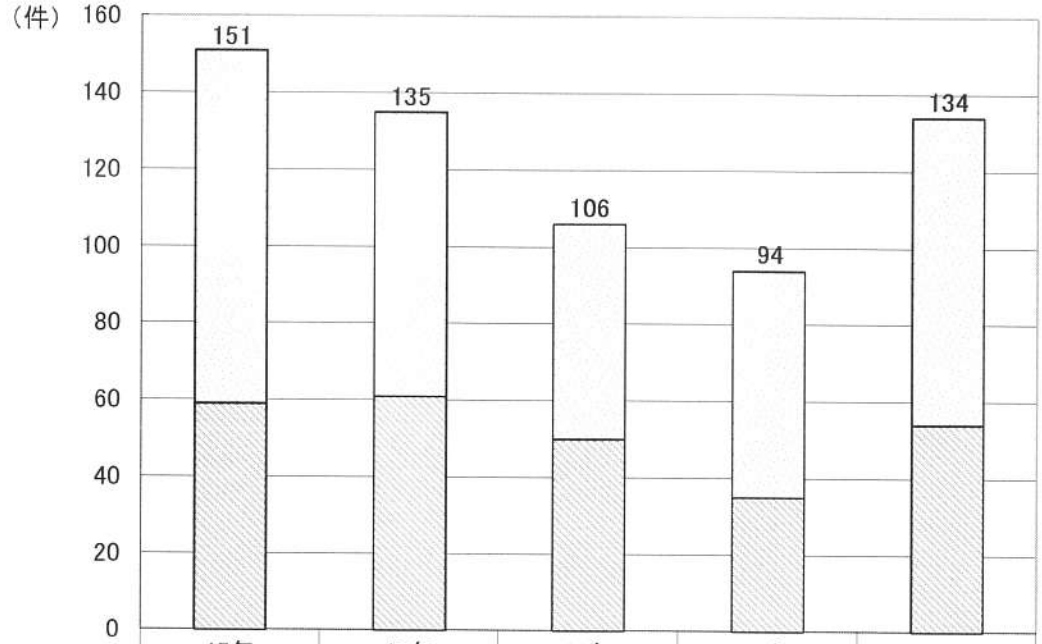

	17年	18年	19年	20年	21年
□新たに受理	92	74	56	59	80
□前年からの繰越	59	61	50	35	54

保護区別係属件数（平成21年12月末現在）

種別／保護区	保護観察事件																うち特殊な状態にあるもの			環境調整事件		
	1号観察				2号観察				3号観察			4号観察			計	平均担当件数	仮解除中	所在不明	身柄拘束	在院	在監	計
	計	一般	交通	短期	計	長期	一般短期	特修短期	計	一般	交通	計	一般	交通								
青葉	17	12	2	3	4	3	1	0	25	24	1	36	33	3	82	1.2	3	2		4	77	81
宮城野	20	16	3	1	5	5	0	0	7	7	0	20	17	3	52	1.1		1		8	60	68
若林	30	24	1	5	3	3	0	0	3	3	0	15	13	2	51	1.7				8	37	45
太白	24	21	2	1	9	7	2	0	8	8	0	21	19	2	62	1.1		1		7	63	70
泉	21	15	5	1	6	3	3	0	4	4	0	19	13	6	50	1.4		1		3	34	37
石巻	24	19	2	3	6	3	2	1	4	3	1	37	33	4	71	0.9	3	2		2	72	74
塩釜	17	15	2	0	9	7	2	0	7	7	0	21	18	3	54	1.2	1	1		11	55	66
白石	7	5	2	0	2	1	1	0	0	0	0	2	2	0	11	0.4				3	12	15
柴田	6	4	0	2	2	2	0	0	2	2	0	5	5	0	15	0.5				4	15	19
伊具亘理	13	8	3	2	1	1	0	0	5	5	0	9	5	4	28	0.7				4	30	34
名取岩沼	14	11	0	3	3	1	2	0	5	4	1	9	7	2	31	1.0				2	22	24
加美黒川	7	3	2	2	6	4	2	0	0	0	0	10	10	0	23	0.5				2	23	25
大崎	14	7	3	4	5	1	4	0	2	2	0	21	19	2	42	0.7	1	1		3	31	34
遠田	2	2	0	0	1	0	1	0	4	4	0	8	7	1	15	0.7	1			1	11	12
栗原	7	3	1	3	3	2	1	0	2	2	0	6	5	1	18	0.3				1	12	13
登米南三陸	16	9	5	2	2	1	1	0	4	4	0	12	12	0	34	0.6	1			0	19	19
気仙沼	5	5	0	0	2	2	0	0	2	2	0	6	5	1	15	0.5				0	14	14
宮城東華会	0	0	0	0	1	1	0	0	28	28	0	15	15	0	44			7		2	274	276
合計	244	179	33	32	70	47	22	1	112	109	3	272	238	34	698		10	16		65	861	926

※保護観察事件計欄の上段は交通短期を除く件数。
※保護司平均担当件数は，保護観察事件件数を平成21年末の保護司現員数で除したもの。

5　恩赦（個別恩赦）

個別恩赦は，特定の人に対して，本人の性格，行状，再犯のおそれ，社会感情等に関する審査を経て決定されるもので，更生保護の最終段階として位置づけられ，特赦，減刑，刑の執行免除，復権があります。

特赦は，有罪の言渡しの効力を失わせ，減刑は刑を軽減するものですが，執行猶予中の人については，刑の減刑と合わせて猶予期間を短縮することができます。刑の執行免除は，将来にわたって刑の執行すべてを免除するものです。復権は，有罪の言渡しを受けたため，法令により制限された資格を回復させるものです。

個別恩赦の手続については，上申権者（刑務所長，保護観察所長，検察官）が，職権又は本人からの出願に基づき，中央更生保護審査会に上申し，その審査の結果，恩赦を相当と認めるときは，その実施について法務大臣に申出を行い，内閣は閣議により恩赦を決定し，天皇がこれを認証することになります。

＜恩赦手続図＞

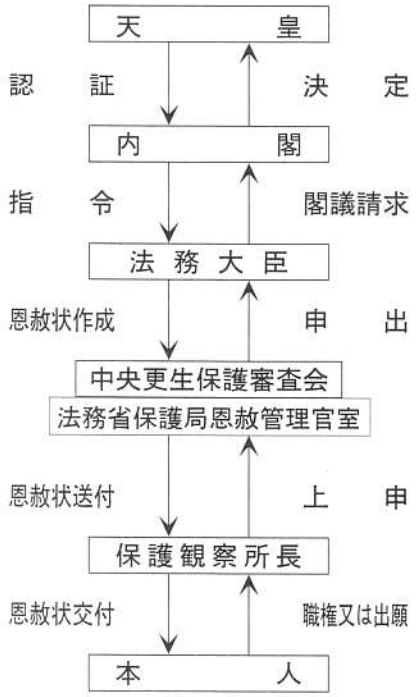

恩赦上申の状況（平成17年～21年）

種類＼年	17	18	19	20	21
刑の執行免除（3号）	0	0	0	0	0
復　権（3号）終了	1	0	1	0	1

6　医療観察

医療観察制度は，心神喪失等の状態で殺人や放火など重大な他害行為をした精神障害者の社会復帰を目的としています。心神喪失者等医療観察法に基づいて平成17年７月15日から開始されました。

保護観察所に配属された社会復帰調整官が，医療や福祉の関係機関等と連携しながら，精神障害者の社会復帰を支援する地域ケアチームの一員として，処遇等を行っています。

社会復帰調整官による保護観察所の主な役割

1　生活環境の調査

裁判所の審判前に，裁判所の求めに応じて対象者の生活環境調査を行い，意見を付して報告します。

2　生活環境の調整

対象者が指定入院医療機関に入院中，退院地の選定や確保のための調整と退院地におけるケア体制の整備を図ります。

3　精神保健観察

対象者が必要な医療を維持させながら，訪問面接や関係機関との協議等を通じて生活状況を見守ります。

4　関係機関との連携確保

地域での医療や対象者の福祉に関わるメンバーによるケア会議を随時実施し，地域処遇方針の統一を図ります。

年別処理状況

事件別 / 年	生活環境調査事件		生活環境調整事件		精神保健観察事件	
	受　理	終　結	受　理	終　結	受　理	終　結
18	3	3	2	0	1	1
19	8	7	7	0	1	0
20	4	5	3	2	3	0
21	14	12	8 (1)	6	9	1

※（　）内は他庁からの移送で内数。

7　犯罪被害者等施策

平成19年12月１日から保護観察所及び地方更生保護委員会において犯罪被害者やその親族等のための制度が始まりました。保護観察所では，被害者担当官と被害者担当保護司がこの業務に当たっています。

被害者等が利用できる制度は，次の４つの種類があります。

1　意見等聴取制度

地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放・仮退院の審理において，希望する被害者や遺族等から仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を聴取します。

聴取された意見等は，仮釈放や仮退院を許すか否かの判断に当たって考慮されるほか，仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の決定などに当たって考慮されます。

2　心情等伝達制度

希望する被害者や遺族等から被害に関する心情等をお聴きし，これを保護観察中の加害者に伝えます。

伝達した保護観察中の加害者に対しては，被害の実情等を直視させ，反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

3　被害者等通知制度

加害者の保護観察の状況などを，希望する被害者や遺族等に通知します。

4　相談・支援

被害者のための諸制度や手続等に関する情報を提供したり，関係機関・団体等を紹介します。

年別利用状況

事件別 / 年	意見等聴取制度	心情等伝達制度	被害者等通知制度	相談・支援
19	0	0	6	0
20	1	1	64	12
21	0	5	58	13

8　保　護　司

保護司は，法務大臣から委嘱された，無給・非常勤の国家公務員です。地域社会で信望のある民間篤志家で，地域の実状に通じているという民間性，地域性の特色を生かしながら，保護観察官と共に更生保護の仕事に従事しています。

具体的には，保護観察を受けている人と接触を保ち，生活状況を把握した上で，立ち直りに必要な指導や，家族関係，就学・就業などの調整を図ったり，問題解決のための助言を行うほか，受刑者及び少年院在院中の少年の仮釈放に備え，引受人に協力を求めながら帰住地の整備にあたっています。

また，非行，犯罪防止のため，地域において，社会浄化活動を行うなど重要な役割を担っています。

なお，保護司は，県内17に区分されている保護区のうち，その居住する一つに配属され，各保護区ごとに組織される保護司会の一員として，諸活動を行います。

表１　男女別保護司数（平成22年１月１日現在，以下同じ）

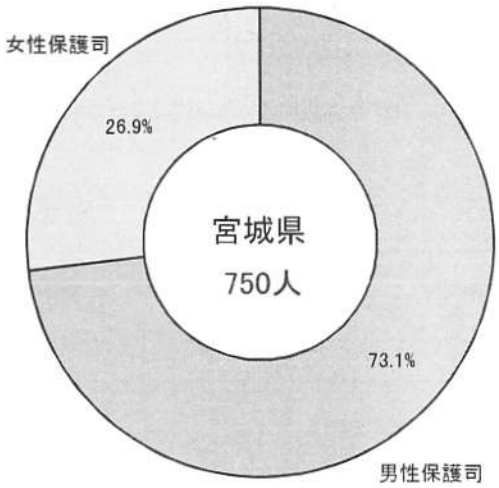

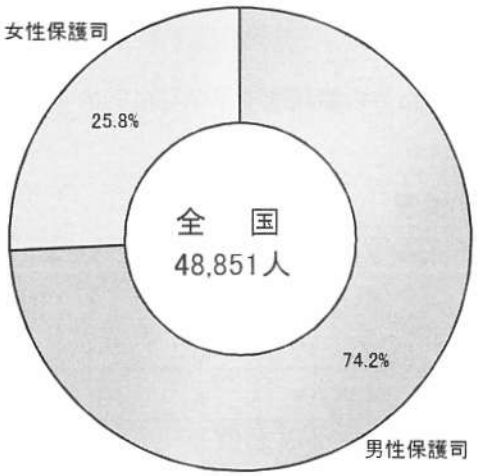

年末現在の保護司数の推移　（人）

区分＼年	17	18	19	20	21
男性保護司	574	568	565	555	548
女性保護司	196	201	208	203	202
合　計	770	769	773	758	750

表 2　年代別保護司割合

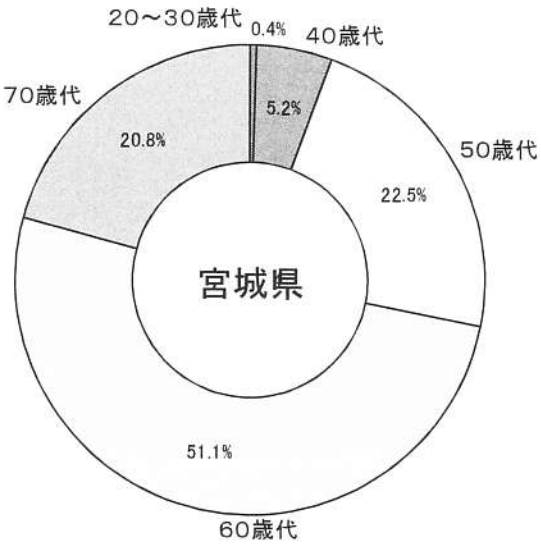

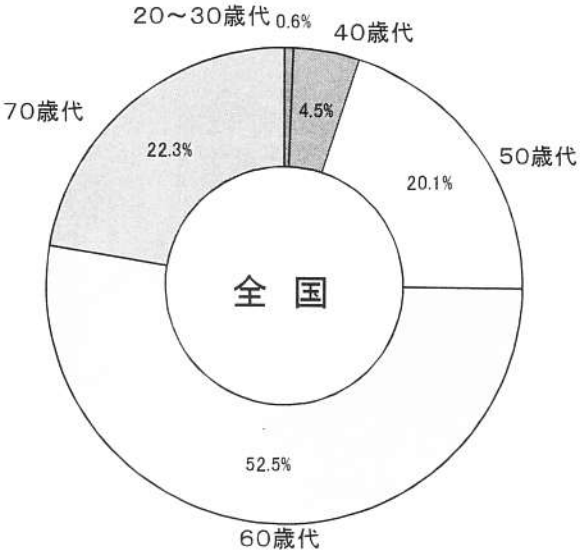

（人）

区分＼年代	20～30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
宮　城	3	39	169	383	156	750
全　国	281	2,186	9,818	25,648	10,918	48,851

表 3　保護司勤続年数

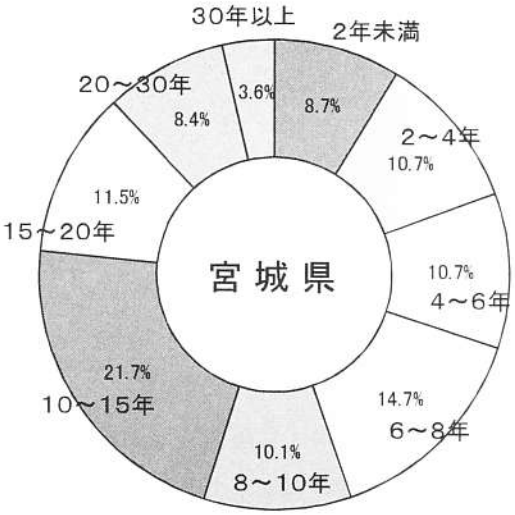

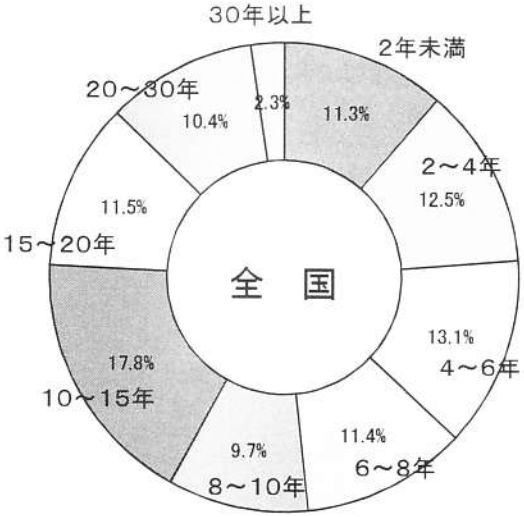

（人）

区分＼年	2年未満	2～4年	4～6年	6～8年	8～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30年以上	計
宮　城	65	80	80	110	76	163	86	63	27	750
全　国	5,523	6,103	6,402	5,577	4,756	8,672	5,617	5,077	1,124	48,851

表4　保護司職業調べ

〈 宮 城 県 〉

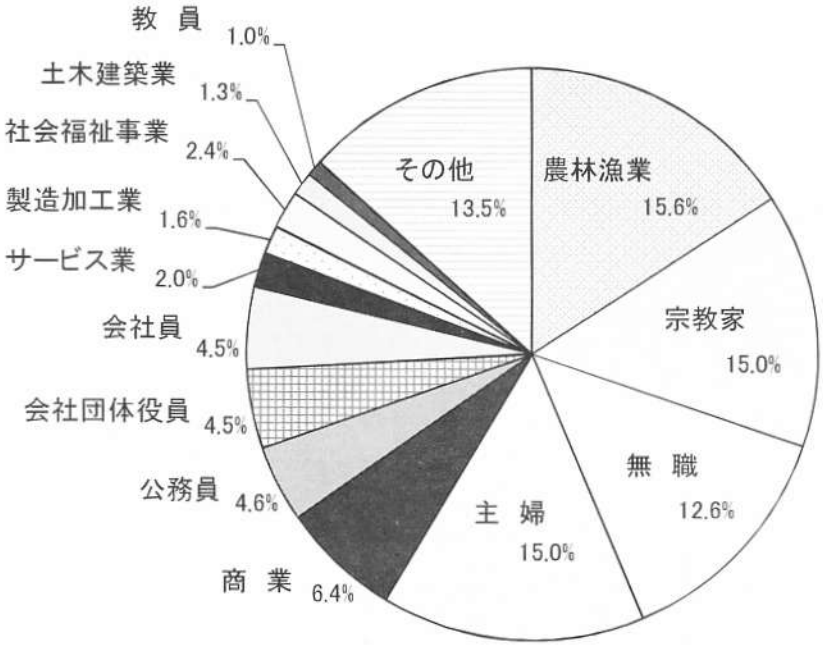

〈 全 国 〉

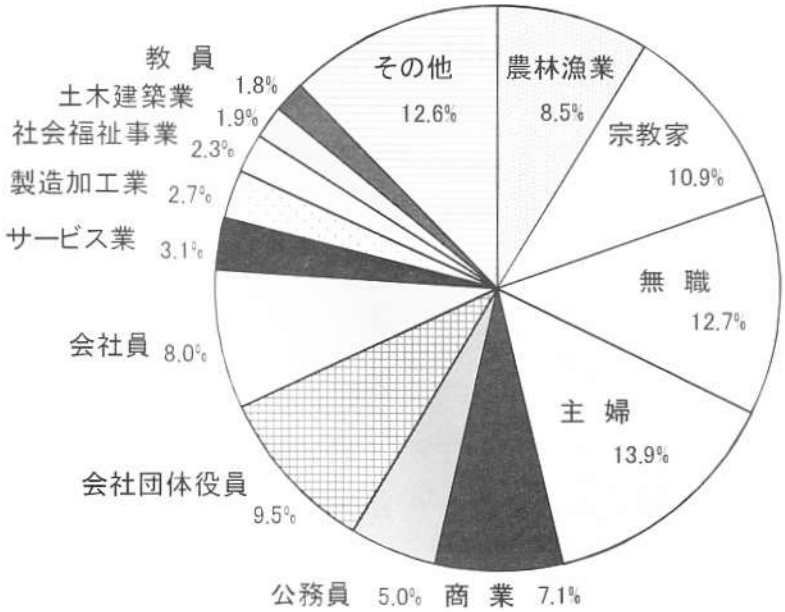

（人）

	農林漁業	宗教家	無 職	主 婦	商 業	公務員	会社団体役員
宮 城	117	113	95	113	48	35	31
全 国	4,152	5,343	6,207	6,785	3,455	2,426	4,653

会社員	サービス業	製造加工業	社会福祉事業	土木建築業	教 員	その他	計
34	15	12	18	10	8	101	750
3,928	1,501	1,326	1,110	917	905	6,143	48,851

9　更生保護法人

更生保護法人は，法務大臣の認可を受け，または届出をして更生保護事業を営む民間の団体です。

更生保護法人には，保護観察中の人や刑務所などから釈放された人で，身寄りのない人や身寄りがあっても折り合いが良くないため同居できない人，あるいは，現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれのある人などを保護施設に収容して衣食住の面倒をみたり，就業の援助や生活指導を行いながら自立の援助を行うもの（継続保護事業）と，これら犯罪や非行に陥った人の立ち直りの援助を目的とする事業や更生保護に関する啓発や犯罪予防活動の助成を行うもの（連絡助成事業）があり，宮城県には，継続保護事業を行うものとして更生保護法人宮城東華会が，連絡助成事業を行うものとして更生保護法人宮城県更生保護協会の二つがあります。

(1)　更生保護法人宮城東華会

①　宿泊保護実施状況（平成20年度）

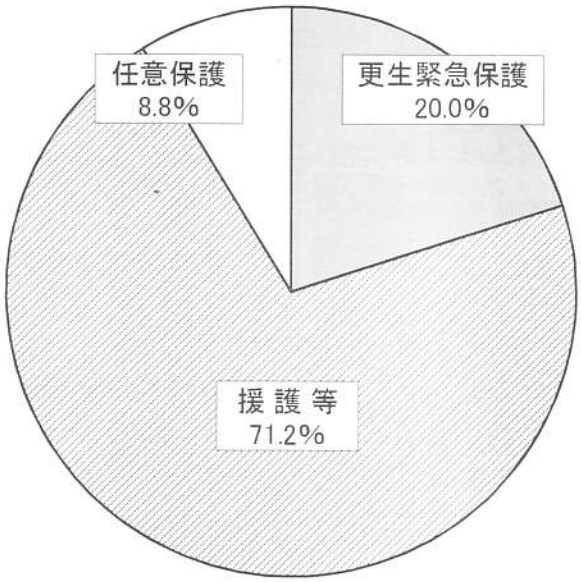

	延人員
更生緊急保護	1,771
援　護　等	6,295
任 意 保 護	771
計	8,837

※ ①　更生緊急保護は，満期釈放者等に対する措置，援護等は，保護観察中の者に対する措置です。

②　任意保護は，保護観察期間や法定の期間が経過した者に対し，更生保護施設が必要に応じて任意に保護する措置です。

② 在所者の退所理由（平成20年度）

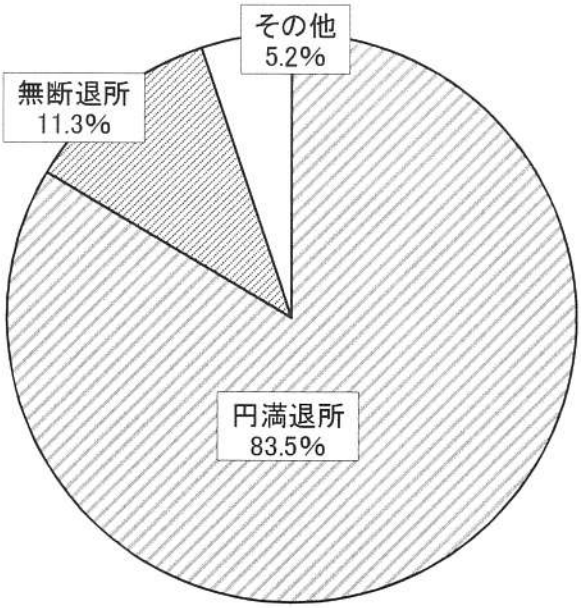

退所理由	退所者
円満退所	81
無断退所	11
その他	5
計	97

③ 在所者の退所先（平成20年度）

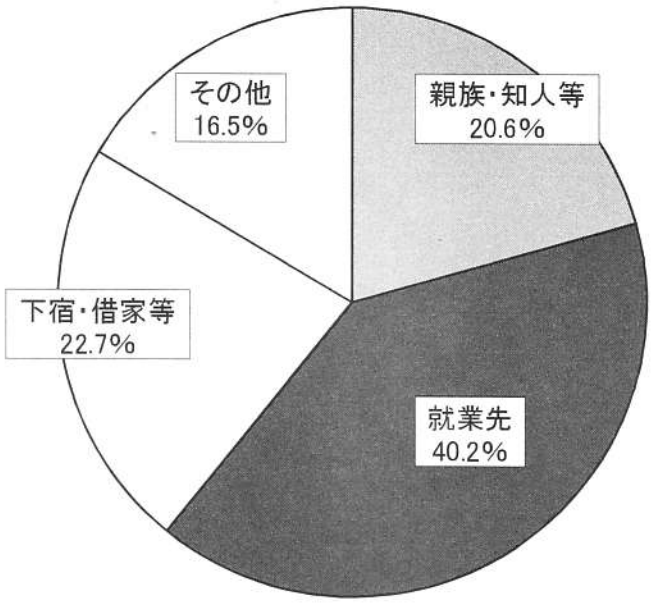

退所先	退所者
親族・知人等	20
就業先	39
下宿・借家等	22
その他	16
計	97

④　宿泊保護人員の推移（平成16～20年度）

年　度	16	17	18	19	20
延　人　員	8,209	8,337	7,895	7,030	8,837
実　人　員	148	109	104	92	117

※　宮城東華会の収容定員は30人です。

(2)　更生保護法人宮城県更生保護協会

①　会費納入状況（平成16～20年度）

単位（万円）

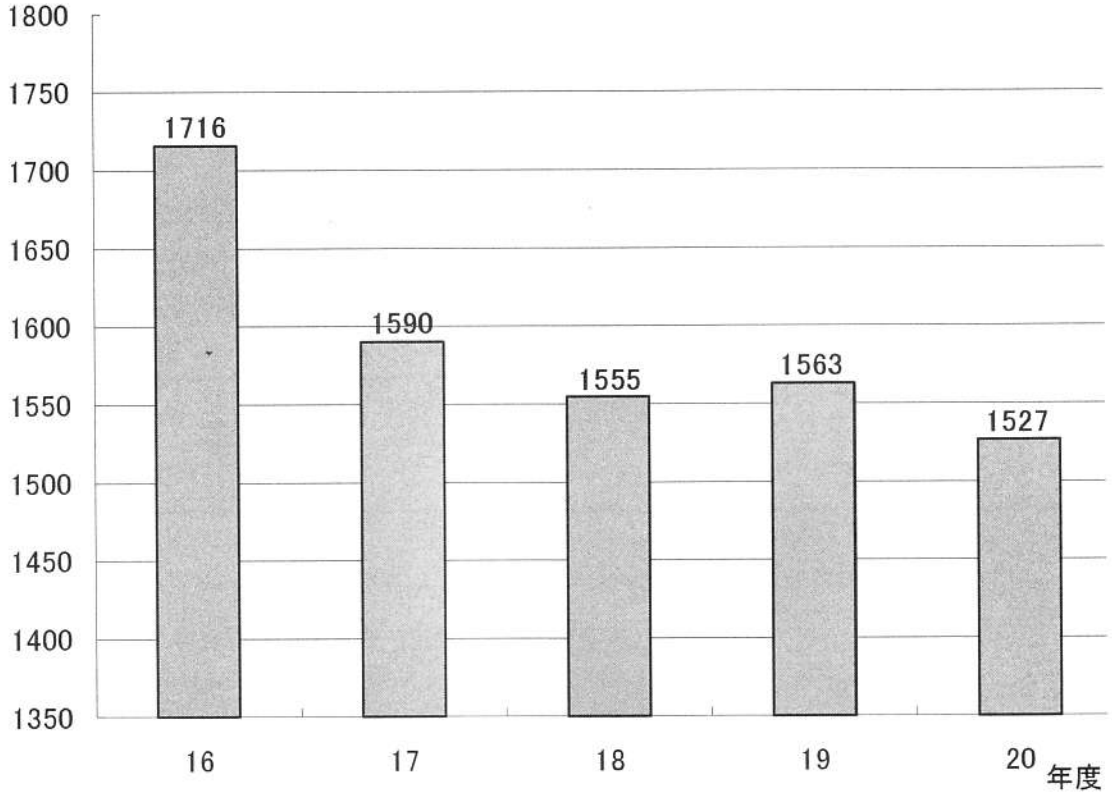

② 収入・支出状況（平成20年度）

＜収　入＞　　単位（万円）

会　費	寄附金	財産収入	補助金等	その他	合　計
1,527	160	52	213	10	1,962

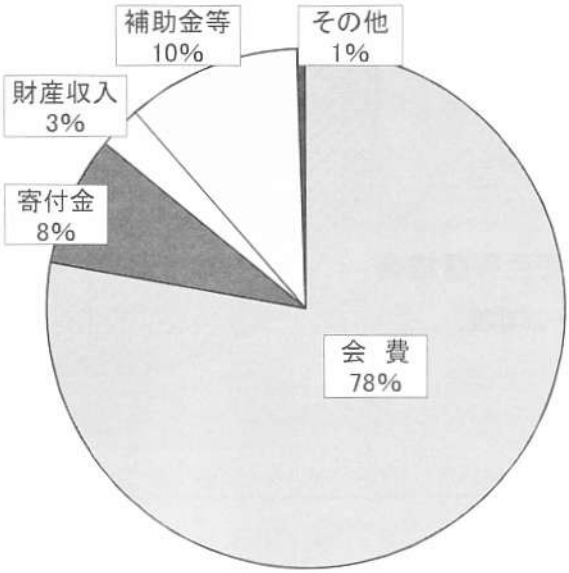

＜支　出＞　　単位（万円）

保護司活動助成費	協力団体助成費	一時保護事業就労支援費	世論啓発費	事務費	経営管理費	その他	合　計
462	581	273	252	112	66	87	1,833

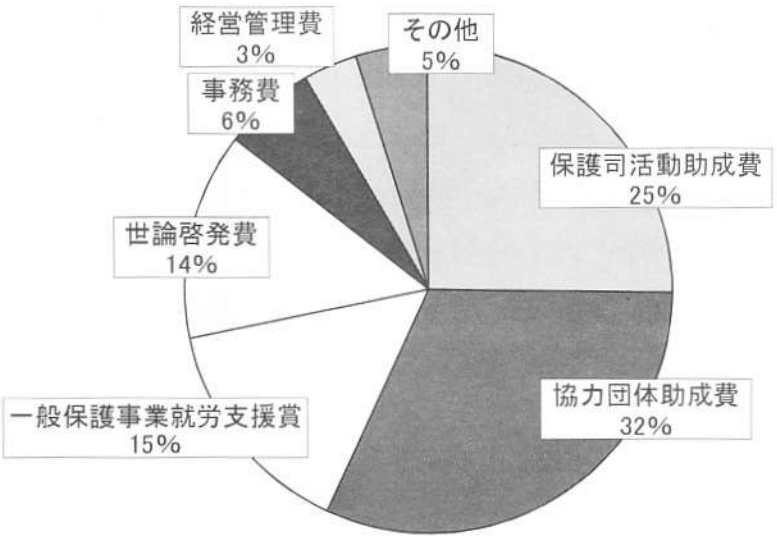

10 協力組織

(1) 更生保護女性会

女性として，母親としての立場から地域の犯罪予防と犯罪や非行に陥った人の更生に協力することを目的としたボランティア団体です。地域での啓蒙活動としてのミニ集会や子育て支援活動，保護司会や・ＢＢＳ会との共同による諸活動，保護観察を受けている人や更生保護施設で生活している人への援助活動，刑務所受刑者や少年院への訪問活動など多面的に活動しています。現在，全国で約20万人の会員が活動しており，活動の趣旨に賛同する女性であれば，誰でも会員となることができます。

宮城県内には，28の地区会が組織されており，その連合組織として宮城県更生保護女性連盟があります。

(2) ＢＢＳ会（Big Brothers and Sisters Movement）

非行に陥ったり，素行に問題のある少年のよき友だちになり，兄や姉の立場に立って立ち直りを援助する「ともだち活動」や，保護観察所が保護観察中の少年を対象に行っている社会参加活動への参加協力などに取り組んでいる青年ボランティア団体です。近年は大学生のサークルとして活動している団体もあります。ＢＢＳ活動の趣旨に賛同し，共に活動したいという熱意のある青年であれば，誰でも参加できます。

宮城県内には11の地区会が組織されており，その連合組織として宮城県ＢＢＳ連盟があります。

(3) 協力雇用主

協力雇用主とは，犯罪や非行歴のある人に，その事情を承知した上で就労の場を提供し，その人の立ち直りに協力しようとする民間の事業主です。

宮城県内には，協力雇用主が314名（H22.2.24現在）おり，組織化された協力雇用主会は８ヵ所（仙台，柴田，登米南三陸，名取岩沼，白石，石巻，大崎，気仙沼）あります。

また，保護司会を始めとする更生保護団体や地元の経済団体及び業界団体と連携を図りながら，統一した意識の下で組織運営すべく，平成21年１月16日に「宮城県更生保護事業協力雇用主協会」が設立されました（本協会は，平成21年10月27日に設立された「特定非営利活動法人宮城県就労支援事業者機構」のＮＰＯ法人格の認証後に活動を引継ぎ，解散する予定です。）。

宮城県の地区更生保護女性会分布図

数字は平成21年12月31日現在の会員数

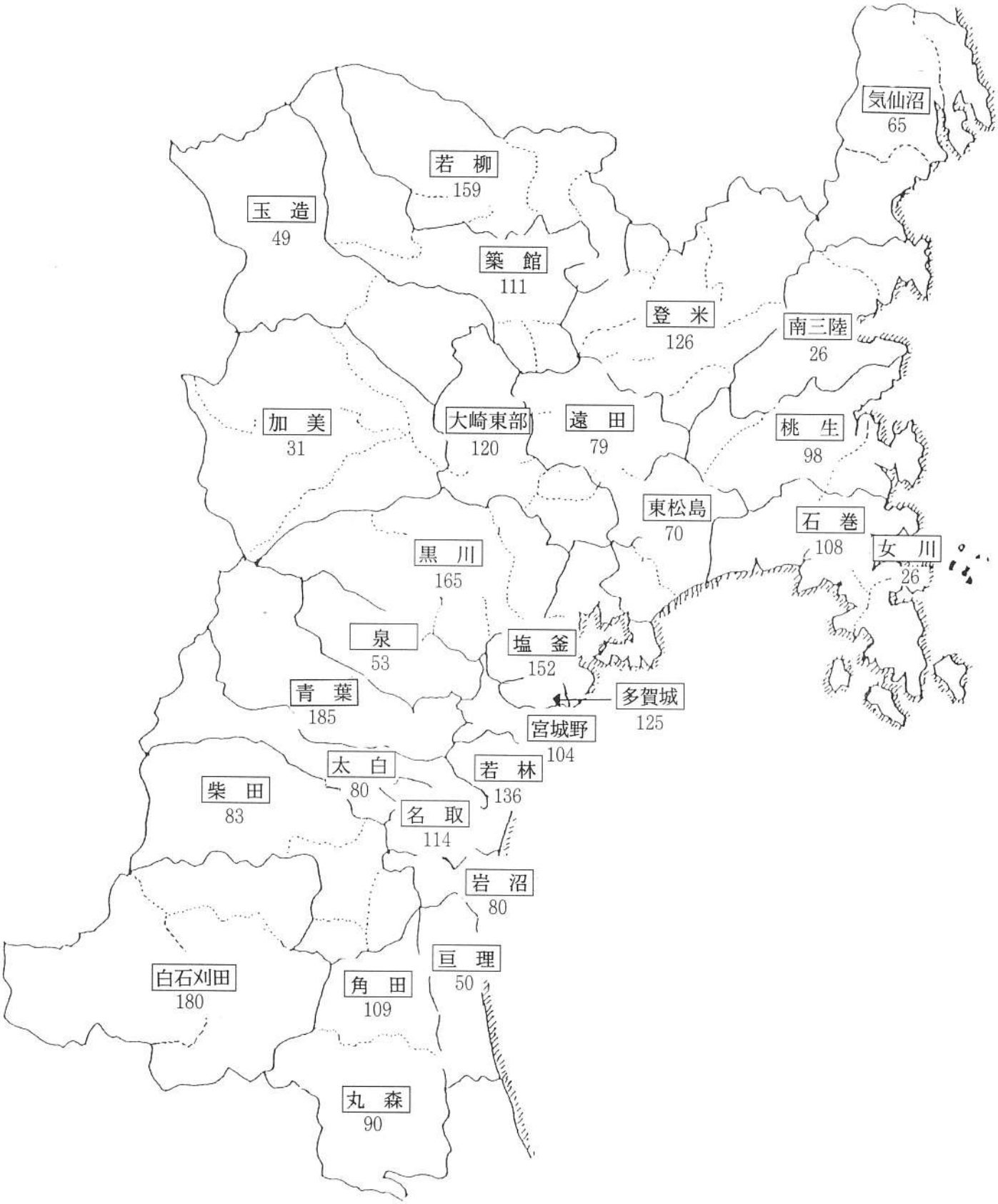

平成21年度地区更生保護女性会活動状況

平成21年４月～平成21年12月

事項／地区	会員数	研究協議活動			保護観察対象者に対する援助活動	犯罪予防活動（社明運動）	更生保護施設に対する援助活動	ＢＢＳ運動に対する協力	施設訪問激励	その他の活動	ミニ集会	計
		総会 定例会 役員会	研究会（保護司会と合同研修を含む）	その他の会合								
青葉	185	6	0	8	0	0	5	0	0	0	0	19
宮城野	104	8	3	10	0	1	6	0	0	3	0	31
若林	136	14	4	19	0	6	9	0	0	9	1	62
太白	80	12	4	23	0	11	5	0	7	7	16	85
泉	53	6	3	25	0	6	1	0	11	19	0	71
石巻	108	14	4	26	0	3	0	0	2	7	6	62
女川	26	7	2	11	0	4	0	0	0	16	5	45
東松島	70	3	2	2	0	1	0	0	1	24	2	35
桃生	98	7	2	0	0	2	0	0	0	0	0	11
塩釜	152	13	5	21	0	2	0	0	4	10	10	65
多賀城	125	5	1	8	0	1	0	0	3	13	8	39
白石・刈田	180	6	2	8	0	1	1	0	0	30	8	56
柴田	83	5	5	4	0	6	0	0	0	7	0	27
角田	109	5	2	4	0	5	0	0	3	13	22	54
丸森	90	6	2	4	0	3	0	0	0	1	0	16
亘理	50	2	1	1	0	1	0	0	0	2	4	11
名取	114	3	0	3	0	1	0	0	3	8	2	20
岩沼	80	3	4	2	0	6	1	0	0	46	5	67
加美	31	4	2	8	0	22	0	0	0	0	0	36
黒川	165	8	4	11	0	2	0	0	1	2	8	36
大崎東部	120	11	13	17	0	6	0	0	0	37	30	114
玉造	49	6	2	4	0	11	0	0	0	4	4	31
遠田	79	7	4	27	0	6	0	0	0	22	19	85
若柳	159	12	5	19	2	1	0	0	1	23	17	80
築館	111	19	3	16	0	7	0	0	5	40	3	93
登米	126	6	2	7	0	1	0	0	0	0	0	16
南三陸	26	6	5	15	0	5	0	0	0	28	0	59
気仙沼	65	7	1	4	0	4	0	0	0	2	0	18
合計	2,774	211	87	307	2	125	28	0	41	373	170	1,344

※　会員数は平成21年12月末日現在である。

協力雇用主の状況（平成21年12月31日現在）

(1) 協力雇用主の状況

	製造業	建設業	サービス業	卸小売業	運輸業	電気・ガス	農林漁業	鉱　業	その他	計
雇用主数	31	153	42	12	6	9	5	0	5	263
被雇用者数	2	16	2	0	0	0	0	0	0	20

(2) 上記のうち，所管更生保護施設の協力雇用主数及び更生保護施設在所中の被雇用者数

	製造業	建設業	サービス業	卸小売業	運輸業	電気・ガス	農林漁業	鉱　業	その他	計
雇用主数	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
被雇用者数	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3

(3) 協力雇用主の状況２〈号種別被雇用者数〉

	1号	2号	3号	4号	更生緊急保護	計
被雇用者数	0	4	4	7	5	20

(4) 上記のうち，所管更生保護施設在所中の被雇用者数

	1号	2号	3号	4号	更生緊急保護	計
被雇用者数	0	0	3	0	0	3

地区ＢＢＳ会の状況（平成21年４月１日現在）

地区会名	会員数			ともだち活動件数		グループ活動		
	30歳未満（うち学生）	30歳以上	計（うち学生）	少年の人員	会員の人員	回数	参加会員	参加少年数
青葉	84（83）	7	91（83）	6	14	2	10	0
若林	0	0	0	0	0	0	0	0
泉	3（1）	7	10（1）	0	0	6	10	0
石巻	0	2	2	0	0	0	0	0
塩釜	0	2	2	0	0	0	0	0
白石(休会)	0	0	0	0	0	0	0	0
柴田	0	1	1	0	0	0	0	0
岩沼	0	2	2	0	0	0	0	0
遠田(休会)	0	0	0	0	0	0	0	0
黒川(休会)	0	0	0	0	0	0	0	0
加美	0	0	0	0	0	0	0	0
大崎(休会)	0	0	0	0	0	0	0	0
計 12地区	87（84）	26	113（84）	6	14	8	20	0

※　白石地区ＢＢＳ会については，平成21年7月11日付けで解散。

11　犯罪予防活動

犯罪予防活動とは，犯罪や非行の防止のために，世論の啓発や犯罪原因となる社会環境の浄化に努める活動のことをいいます。更生保護における犯罪予防活動の特色は，犯罪や非行の発生を未然に防ぐために，社会的連帯感や社会規範意識を強化・助長するように地域社会に働きかける点にあり，その目的は，犯罪や非行に陥った人の社会復帰に対する地域社会の人々の理解と関心を深め，地域社会が彼らを地域の一員として受け入れ，その更生を援助することによって，彼らが再び犯罪や非行に陥ることのないよう図ることです。

法務省が主唱する“社会を明るくする運動”は，すべての国民が，犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め，それぞれの立場で力を合わせ，犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。毎年７月を強調月間とし，様々な活動を展開しています。

宮城県では，主に市区町村等を単位として地区推進（実施）委員会が組織され，保護司，更生保護女性会，ＢＢＳ会など更生保護協力団体も加わって駅頭広報，サッカー教室等の活動を実施しています。

犯罪予防活動の概況

第59回“社会を明るくする運動”の実施結果（平成20年9月1日～平成21年8月31日）

1　地区推進（実施）委員会の数

設置数　41　（県内全市区町村）

2　推進（実施）委員長

県推進委員会	宮城県知事	
地区推進（実施）委員会	自治体の長	29地区
	その他	12地区（社会福祉協議会長等）

3　実施行事

行事種目	県推進委員会		地区推進（実施）委員会	
	回数	参加延人員	回数	参加延人員
実施委員会議	1	141（52）	190	3,355（505）
街頭広報活動等	2	117（45）	235	7,762（719）
ミニ集会等			188	4,702（184）
住民集会			37	7,137（80）
講演会			38	3,531（101）
弁論大会			2	280（5）
ポスター，標語等の作品募集			25	1,241（37）
スポーツ大会	1	168（23）	17	4,472（95）
相談所開設			48	70（5）
矯正施設製品展示会				（　）
1日保護観察所長				（　）
関係機関・団体協議会，大会			79	1,626（148）
募金・物品等の寄贈	23	23（1）	21	71（24）
矯正施設訪問			33	149（37）
更生保護施設訪問			12	212（40）
更生保護関係者集会	3	48（20）	111	1,820（285）
その他			169	5,763（216）
計	30	497（141）	1,205	42,191（2,481）

※（　）内は保護司の人員で内数。

4　作文コンテスト

	小学生	中学生	合計
実施地区推進委員会数	12	20	
参加学校数	33	31	64
応募作品数	70	228	298